

道頓堀川船着場名称標示及び設置施設の維持管理水準（案）

1. 目的

本維持管理水準は、〇〇〇〇において、対象船着場の名称標示及び名称標示を取り付けた河川管理施設（以下、「本体」という。）について、定期的な点検や補修等を行い、景観に配慮し良好な状態に保つよう維持管理に努めさせることを目的とする。

2. 適用の範囲

別添「名称の表示位置」の船着場の名称標示及び本体の維持管理に適用する。

3. 維持管理

（1）巡回・目視点検

- ・巡回・目視点検は、名称標示の取付状態、表面の状況、汚損の有無等の外観を確認するため、原則として月1回の頻度で実施するものとする。
- ・異常を発見した場合は保全措置を行い、第三者被害を防止するものとする。

（2）定期点検

- ・本体のぐらつき、変形、取付具の錆・欠落等、本体及びその取付部周辺の異常、表面の汚れ、変色、破損等を確認するため、原則として6か月に1回の頻度で実施し、点検報告書を提出するものとする。
- ・異常を確認した場合は保全措置を行い、第三者被害を防止するものとする。

（3）清掃・補修

名称標示及び本体について、汚れ、破損等の異常を確認した場合は、清掃・補修を実施するものとする。

表面の手入れ： 汚れ具合を考慮して清掃を実施。

清掃は水拭きを基本とするが、洗剤等を使用する必要がある場合は、河川管理者と事前に協議を行う。

破損等の補修： 設置状況の異常、表面の割れ、変形、退色等を確認した場合は、保全のうえすみやかに補修を行う。

作業時は、遊歩道利用者の安全と通行機能の確保を優先する。

※作業実施の際には、事前に本市と協議のうえ、その指示に従うこととする。

（4）緊急時における対応

名称標示及び本体の落下等の処置や、災害時の応急対策の実施にあたっては、上記にかかわらず、通行の安全確保等の観点から、適宜適切に実施するものとする。

4. 業務体制

巡視・目視点検は、2名以上で実施するものとする。また、緊急時に本市に連絡がとれる体制とする。

5. その他

本市から点検等の指示があった場合、すぐに対応するものとする。